

# 令和7年度「宮崎－韓国 青少年国際交流事業」業務仕様書

## 1 業務の目的

県内の高校生が、地理的に近く、歴史的・文化的にも密接な関係がある韓国の高校生との交流等を通じて、伝統、文化などを理解することにより、本県と韓国との交流及び国際理解の促進を図るとともに、国際感覚豊かな人づくりを推進する。

## 2 参加者数

県内の高校生14名、引率者4名（合計18名）

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

## 4 委託の内容

受託者は、別添事業日程（今後の調整により、訪問先及び参加者数の変更可能性あり）の実施に係る次の業務及びそれらに伴う代金決済業務を行う。

### ① 航空券の予約手配

宮崎空港～仁川空港を利用し、エコノミークラス18席を手配すること。

宮崎出発日：令和7年10月24日（金）

宮崎到着日：令和7年10月26日（日）

### ② 海外旅行傷害保険加入手続

参加者14名及び引率者4名について、保険の加入手続をとること。

保険期間は、訪問団の自宅出発時から帰宅時までとし、以下のとおり保険内容を満たすこととする。

|             |         |
|-------------|---------|
| （傷害死亡・後遺障害） | 1,000万円 |
| （治療・救援費用）   | 無制限     |
| （疾病死亡）      | 500万円   |
| （賠償責任）      | 1億円     |
| （携行品損害）     | 10万円限度  |
| （偶然事故対応費用）  | 5万円限度   |

※ 海外旅行傷害保険の加入内容を委託者に事前に通知すること。

※ 保険証券を出発5日前までに委託者に提出すること。

### ③ 宿泊先の手配【令和7年10月24日（金）～10月26日（日）2泊3日】

ア 参加者（14名）の宿泊

※ 部屋は男女別、2名1室利用とする。

イ 引率者（4名）の宿泊

※ 1名1室利用とする。

※ 1泊15,000円程度とする。

※ ①～③のうち、引率者等（4名）の代金決済業務については、委託の内容から除くこと。

#### ④ 食事の手配

参加者（14名）、宮崎側引率者（4名）

10月24日：昼食（機内食18名）、夕食（移動先18名）

10月25日：朝食（宿泊先18名）

※ 昼食、夕食は交流事業のため別途手配

10月26日：朝食（宿泊先18名）、昼食（移動先18名）、帰国便（機内食18名）

※ 移動先での昼食代は、一人2,000円（税抜）程度とする。

※ 移動先での夕食代は、一人5,000円（税抜）程度とする。

#### ⑤ 交流活動に使用する材料・食事会の手配

韓国側の高校生との交流活動に使用する物品の材料や食事会を手配すること。

交流日：10月25日（土）

場 所：ソウル市立九老青少年センター（ソウル特別市 九老区 九老洞 704-12）

ア 軽食・飲料水の手配

イ 食事会の手配

ウ 食事会までの交通手段

#### ⑥ 現地ガイドの手配

ア 韓国国内全行程同行すること。

イ 添乗の他、交流活動で通訳等の補助を行うこと。

#### ⑦ 添乗員の手配

添乗員は手配しない。

#### ⑧ 交通手段・視察の手配

ア 参加者及び引率者が韓国内を滞りなく移動できるよう専用バスを手配すること。

イ 観光地・伝統文化施設等を巡るツアーを企画すること。

なお、見学・体験するための周旋及び有料施設視察に係る入場料等を支払うこと。

#### ⑨ 通信手段の手配

モバイルWi-Fiルーター（ポケットWi-Fi）8台を手配すること。

#### ⑩ 航空機欠航等に伴う追加費用について

原則として委託費用の増額変更は行わないので、航空機の欠航等により追加費用が発生した場合には、航空機欠航保険等により対応すること。

### 5 参加費用等の徴収

(1) 参加者から参加費等の徴収業務を行うこと。

※ 生徒の参加費：1名 50,000円

(2) 参加者の小遣い金の両替を行うこと。

(3) キャンセルにより余剰金が生じた場合は、参加者に返金すること。

## 6 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、受託者は委託者と緊密な協議及び打合せを行うこととし、この仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 委託業務の実施に必要な全ての費用は、委託料及び参加者からの参加費（1名50,000円×14名）から支出するものとする。